

## 「北九州市健康づくり懇話会」開催要綱

### （目的）

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づき定める本市の健康増進計画の策定及び推進について幅広く意見を聞くため、「北九州市健康づくり懇話会」（以下、「懇話会」という。）を開催する。

### （構成員）

第2条 懇話会は構成員25人以内で組織する。

- 2 構成員は、健康づくりについて優れた識見や専門知識を有する者、市民及びその他関係者の中から市長が委嘱した者をもって構成する。
- 3 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

### （任期）

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から令和6年3月末までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、新たに委嘱した日から令和6年3月末までとする。

### （座長及び副座長）

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

### （部会）

第5条 懇話会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき構成員は、座長が指名する。
- 3 部会に部会座長を置き、部会に属する構成員の互選によってこれを定める。
- 4 部会座長は、会の事務を掌理する。

### （会議の公開等）

第6条 懇話会の会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録等の公開)

第7条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席した者の氏名
- (6) 議事の概要
- (7) 会議経過（発言の内容）
- (8) その他必要な事項
- (9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(招集)

第8条 懇話会は必要に応じ座長が招集する。

2 部会は必要に応じ部会座長が招集する。

(意見の聴取)

第9条 懇話会及び部会は、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(責務)

第10条 構成員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第11条 懇話会、部会の庶務は、保健福祉局健康医療部健康推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年3月14日から施行する。